



記載例

※提出前に裏面の注意書きを必ずお読みください。

固定資産現所有者申告書

令和 ○○年○○月○○日

(宛先) 名古屋市 ○○ 市税事務所長

申告者	住所 (所在地)	名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 (電話番号 ○○○-○○○-○○○○)
	氏名 (名称)	名古屋 一郎

名古屋市市税条例第46条の3の規定に基づき、下記のとおり現所有者を申告します。

土地	所在地及び地番	
	※課税明細書、遺産分割協議書、遺言書等の写しを添付する場合は記入は不要です。	
	名古屋市 中 区	三の丸三丁目1番
	名古屋市 中 区	三の丸三丁目2番
	名古屋市	区

家屋	所在地		家屋番号
	※課税明細書、遺産分割協議書、遺言書等の写しを添付する場合は記入は不要です。		1番
	名古屋市 中 区	三の丸三丁目1番地、2番地	
	名古屋市	区	
	名古屋市	区	

固定資産課税台帳に登録されている所有者	死亡時の住(居)所	名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号		
	氏名	名古屋 太郎		
	生年月日	明・大(昭)・平・令 15年 1月 1日	死亡年月日	明・大・昭・平・令 2年 12月 1日

現所有者	住(居)所(所在地)	名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 (電話番号 ○○○-○○○-○○○○)			
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ	生年月日	明・大(昭)・平・令 45年 3月 1日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄
	氏名(名称)	<input checked="" type="checkbox"/> 送達先 名古屋 一郎			<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	住(居)所(所在地)	名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 (電話番号 ○○○-○○○-○○○○)			
	フリガナ	ナゴヤ ハナコ	生年月日	明・大(昭)・平・令 20年 2月 1日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄
	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 送達先 名古屋 花子			<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	住(居)所(所在地)	名古屋市中央区三の丸三丁目1番2号 (電話番号 ○○○-○○○-○○○○)			
	フリガナ	ナゴヤ ジロウ	生年月日	明・大(昭)・平・令 48年 4月 1日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄
	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 送達先 名古屋 次郎			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	住(居)所(所在地)	(電話番号)			
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄
	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 送達先			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()

備考	※相続登記の時期(予定) 令和4年 1 月 頃
----	-------------------------

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者が法定相続人であることを証する戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記官が交付する法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 遺言書の写し <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し <input type="checkbox"/> 遺産分割に係る調停調書又は審判書の謄本
------	---

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※市税事務所処理欄	
問合せ番号	—

申告書について

- ・この申告書は、固定資産税・都市計画税の納税義務者を変更するために市税事務所に相続関係を申告していただくためのものです。
- ・申告書の提出後、相続登記をされるまでの間は、現所有者の方に固定資産税・都市計画税が課税されることとなり、送達先とされた方に納税通知書が送付されます。ただし、提出の時期によっては、申告書の処理が間に合わず、従来の所有者名で送付される場合がありますので予めご了承ください。
- ・相続登記をされた場合は、申告書の提出は必要ありません。この場合、登記の日の翌年の4月から始まる年度分から登記簿上の所有者の方に課税されます。なお、相続登記は、登記所での手続きが必要です。

申告書の作成にあたっての留意点

- ・申告書は相続人の方全員で話し合いの上作成してください。
- ・申告書は相続の状況によって次のとおり作成枚数が異なります。
 - ・法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)：作成していただく申告書は1枚です。
 - ・遺産分割が完了している場合：所有形態(所有者及び持分)が異なる資産(土地・家屋)ごとに申告書を作成します。
- ・記載欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

○申告者欄

現所有者の代表者(原則として送達先となる方)の住所(所在地)、電話番号及び氏名(名称)を記入してください。

○土地欄・家屋欄

- ・法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)：

亡くなった所有者の方が名古屋市内に所有していた土地の所在並びに地番、及び家屋の所在地並びに家屋番号を記入してください。ただし、課税明細書の写しを添付する場合は、この欄の記入は不要です。

- ・遺産分割が完了している場合：遺産分割協議書の写し、遺言書の写し等を添付していただくため、記入は不要です。

○固定資産課税台帳に登録されている所有者欄

亡くなった所有者の方の死亡時の住(居)所、氏名、生年月日及び死亡年月日を記入してください。

○現所有者欄

- ・法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)：

法定相続人の方全員の住(居)所、電話番号、氏名、生年月日及び亡くなった所有者の方との続柄を記入してください。

また、今後納税通知書を受け取る方の「送達先」欄にレ点チェックしてください(1名のみ。)(例：送達先)

- ・遺産分割が完了している場合：

遺産分割により土地・家屋を相続することとなった方の住(居)所(所在地)、電話番号、氏名(名称)、生年月日及び亡くなった所有者の方との続柄を記入してください。また、今後納税通知書を受け取る方の「送達先」欄にレ点チェックしてください(1名のみ。)(例：送達先)

○備考欄

相続登記を予定している時期を記入してください。

申告書の提出にあたっての注意事項

○添付書類について

次のいずれかの書類を添付してください。なお、いずれの資料も、写しで差し支えありません。

- ・法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)：

現所有者が法定相続人であることを証する戸籍の謄本若しくは抄本又は登記官が交付する法定相続情報一覧図の写し

- ・遺産分割が完了している場合：

<指定分割の場合>公正証書遺言書の写し、家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し又は遺言書保管官が交付する遺言書情報証明書

<協議分割の場合>遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し

<調停分割の場合>調停調書の謄本

<審判分割の場合>審判書の謄本

○提出後に所有形態(所有者及び持分)が変わった場合について

申告書の提出後に遺産分割が完了し、所有形態(所有者及び持分)が変わった場合は、市税事務所固定資産税課までご連絡ください。